

学校における非違行為（盗撮行為）の防止に向けた対策について

1 学校全体で行うこと

・身の回りの整理整頓

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・学習室・更衣室・トイレの定期的な清掃を行う。・トイレの棚や床に必要以上の物を置かない。・更衣室の整理整頓を心がけ、盗撮しづらい環境をつくる。 |
|---|

- ・学校での犯罪防止のための研修を充実させる。（過去の事例を研修で取り上げ、どのような手口があるのかを知ることで、注意意識を高める）
- ・校内では、盗撮カメラのことを念頭において、意識して生活するようにする。
- ・違和感を感じたときはすぐに管理職に報告する。その後、警察や校外の相談機関（市教委等）に連絡するなど、迅速な対応を心がける。
- ・更衣室や学習室などに、盗撮防止を啓蒙するポスターを掲示する。
- ・不安を感じた児童が、職員に気軽に相談できる雰囲気と体制の強化に努める。（オンライン相談窓口・生活アンケート等の活用）
- ・月に1回の安全点検を「施設・設備そのものの点検」に加え、「不審物の有無」という視点を加えて実施する。
- ・犯罪行為を許さないという職場の雰囲気づくりに努める。
- ・職員同士が言いたいことを言い合える、親和性のある環境づくり

2 教職員が行うこと

- ・不必要な撮影はしない。
- ・学校では個人のスマートフォンは校長の許可無く職員室外に持ち出さない。
- ・個人のスマートフォンは児童の撮影等に使用しない。
- ・児童がタブレットを正しく使用できるよう、モラル面の指導を充実させる。
- ・パソコンやタブレットなどの電子機器では、電源が切れているか確認したり、開きっぱなしになったりしていることがないようにする。

3 児童が行うこと

- ・学習に必要なものを学校に持ち込まない。
- ・タブレットでの盗撮防止のため、学習時以外は使用しない。
- ・モラル面の学習を実践できるよう意識を高める。